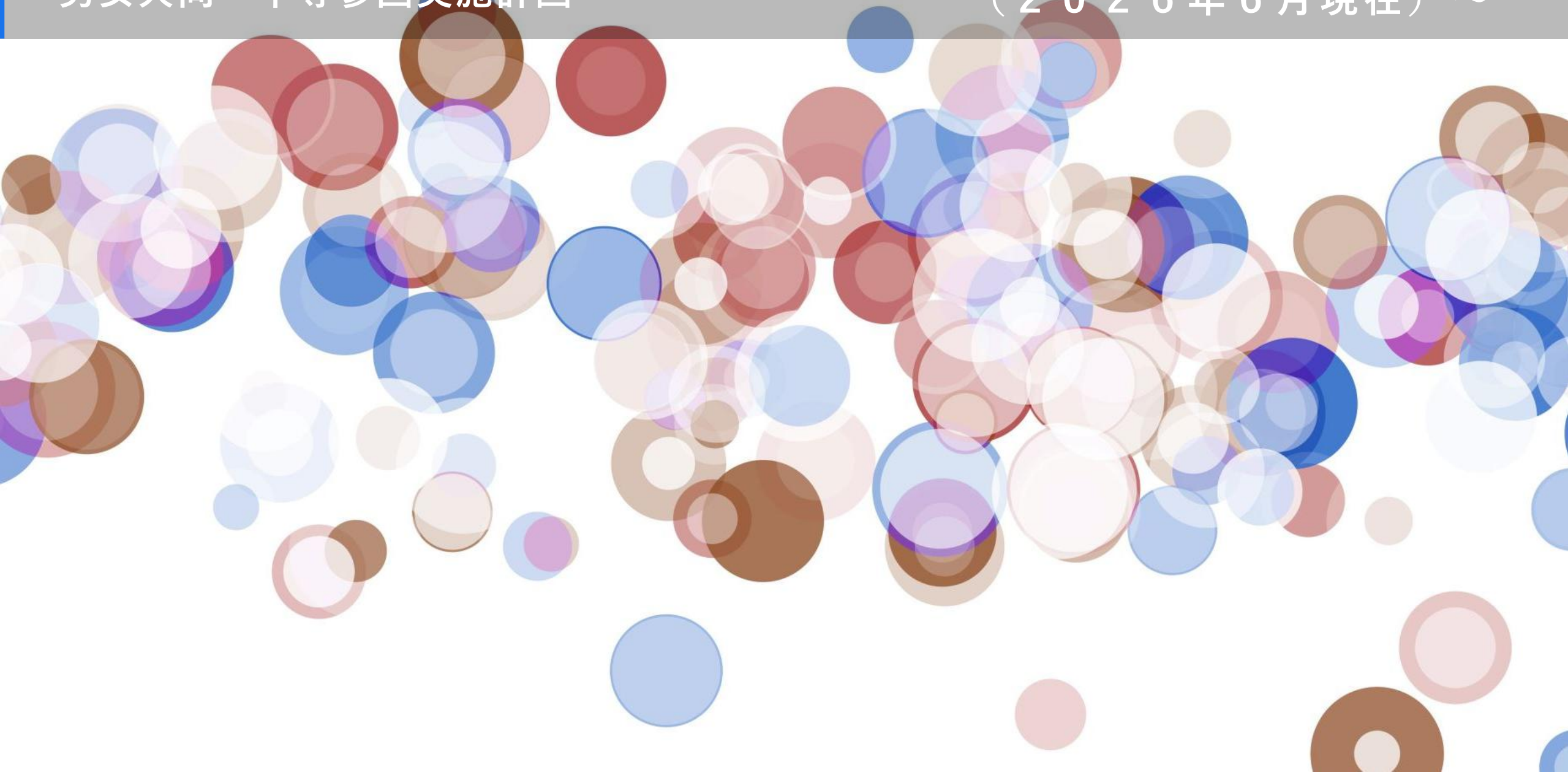


【第3次】  
男女共同・平等参画実施計画

～宗門の現況とこれまでの取り組みの成果  
(2026年6月現在)～



# これまでの主な歩み

- 1996年：宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申提出  
    **女性室設置**→目指すべき教団像として「男女両性で形づくる教団」を表明
- 1999年：宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」設置  
    指針1「門徒・同朋に開かれた聞法道場としての寺院運営をめざして」  
    指針2「男女両性で形づくる教団をめざして」
- 2000年：宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」答申→寺院教会条例における坊守の位置づけに関する詳細を規定
- 2004年：宗議会議員選挙条例の一部改正→被選挙資格を有教師にまで拡大
- 2005年：あいあう17号発行『「男女両性で形づくる教団」から問われること—男女平等参画の願い—』特集
- 2008年：宗務審議会「坊守の位置付けに関する委員会」答申→坊守の規定を「男性住職配偶者」から「住職配偶者」に改正
- 2010年：組織部長諮問機関「男女共同参画推進研究会」報告
- 2012年：宗務審議会「男女共同参画推進に関する委員会」答申
- 2013年：**「男女共同参画推進会議」**設置
- 2014年：「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」可決成立
- 2019年：**「男女共同参画実施計画（第1次）」**を策定
- 2024年：**「男女共同参画実施計画（第2次）」**を策定

# 第1次 男女共同参画実施計画

—男女共同参画推進会議—

期 間 2019年度～2023年度

基本目標 宗門の施策・方針決定の場を含め、あらゆる分野において男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりに取り組む。

取組概要 各部門において、所管する業務における男女共同参画の状況把握、課題分析を行った上で、実施計画・目標を個別に設定し、達成に向けた取り組みを実施。数値目標の設定については、**行政機関が目安として示す女性参画率3割程度の達成**を基本的な基準とした。この取り組みにより、一定の成果とともに、各機関が自律的且つ継続的に取り組む組織風土が醸成されてきた一方で、宗務機関の取り組みや制度上の問題以前に、寺院内や僧侶・門徒個々人の意識改革が必須といえる課題も明確になり、かかる取り組みを継続してきた女性室との有機的連携の強化が課題化された。

また、性自認が多様化し、男女の比率のみで取り組みの成果を評価すること自体が困難になってきている社会状況下において、取り組みの在り方や名称を含めて、女性室とともに継続して議論していくことが確認された。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—男女共同参画推進会議—

**期 間** 2024年度～2025年度 ※教化研修計画の年次と合わせた取り組みとする

**基本目標** 引き続き各部門における主体的な取り組みを支援するとともに、男女共同参画推進会議と女性室との有機的な連携が図れるような体制を構築する。

**取組概要** 主に男女比の格差是正を期した各宗務機関の取り組みについては、第1次実施計画において達成できた水準の維持及び一部において若干の向上を図ることができたが、意思決定機関の構成等については大きな変化は見られず、依然として継続した意識面の改善が必要な現状が明らかとなった。

かかる課題を踏まえ、男女共同参画推進会議（総務部所管）と女性室（解放運動推進本部所管）とでこれまでの取り組みとそれぞれの現状を共有し、特に①取り組みの名称や活動目的の再確認、②宗務機関としてより実効性のある体制の整備、③施策の基本的な推進サイクルの再確立、などを共通課題として協議検討を進めた。

その上で、両機関がこれまで以上に有機的な連携を図り、一体のものとしてその機能を発揮していくための具体的一歩として、**第3次実施計画を共同立案することを確認し**、基本方針や今後の施策の方向性を取りまとめた。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【総務部】

総務部においては、本期間中、女性室との役割分担の明確化及び有機的連携の強化を図るため、男女共同参画推進会議と女性室との懇談（合同会議）を継続的に実施してきた。

これらの取り組みの積み重ねにより、両機関の協働体制が深化し、「第3次 男女共同・平等参画実施計画」を連名で策定するに至った。

また、第2次実施計画における各部門の取り組み及び成果をとりまとめ、参考資料として収録し、これまでの取り組みの可視化と継承を図っていく。

今後も引き続き、宗務機関全体の推進を担う立場から、総合的な調整機能を発揮しつつ、不断の取り組みを進めていく。

## 【総務部（分室）】

第1次実施計画で掲げた目標達成に向けた取り組みを継続した。

- （1）宗務役員採用試験及び主事任用試験受験者の女性比率30%を目指す。
- （2）働き方改革を推進し、性別に関わらずワークライフバランスを実現できる環境を整える。
  - ①有給休暇の取得促進・時間外勤務の削減
  - ②育児休業・短時間勤務制度の周知

また、職員が働きやすい環境整備と男女共同参画の推進に向けた具体的施策の検討を行うにあたり、宗務の現場と職員が抱える課題を把握し現状分析を行うため、2024年度には「宗務役員の意識調査」を実施した。

本調査結果に基づき、多様な働き方としてフレックスタイム制、在宅勤務、勤務時間の繰り上げ繰り下げの制度を導入した。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【本廟部】

本廟部では、真宗本廟教化教導の女性比率16%以上を目標に取り組んできた結果、2026年1月の改選において、女性比率20.2%（94人中19人）となった。

また、式務関係では、儀式指導研究所における女性研究員の割合は10%（10人中1人）、准堂衆（補）の女性比率は3.6%（971人中35人）となっている。なお、中央声明講習会の女性受講者の割合は、第2次実施計画の年次である2024・2025年度において目標には及ばず、平均約8%である。これまでに、式務所2階の個室トイレを女性受講生専用として提供するなど、女性が参画しやすい環境整備にも取り組んでおり、今後も受講者の声を聞きつつ、受け入れ体制を整えていく。併せて、課題としていた参拝者の休憩場所や改着室についても継続して検討する。

## 【大谷祖廟事務所】

### （1）職員の研鑽

参拝者の応接にあたり、別座読経における抹茶接待の所作について、男女の偏りなく業務に当たれるよう講習を行った。また、日々寄せられる参拝者の声を集約した上で、本廟部と合同で参拝者の応対方法について研修を行った。

### （2）施設の課題について

大谷祖廟及び東大谷墓地総合整備事業の取り組みの中で、これまでの施設の課題を整理し、授乳室の設置や男女別トイレの拡充等を含む計画が立てられた。今般、その計画に基づき、参拝者利便並びに職員の職場環境改善に向けた取り組みを推進していく。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【内事部】

(目標)

- ・内事における「男女の取り扱いの違い」に関する課題を共有する。

(取り組みと成果)

- ・性別における業務上の隔たりや違いは、現在解消されている。
- ・内事部が所管する業務は、門首及び新門が行う宗務行為の秘書的役割（宗務のスケジュール管理と遂行いただくための事前準備・スケジュール管理・来客者への接遇・公務及び私事に伴う同行及び送迎）が中心である。現在、内事部（浄書除く）は、男性3名に対して女性1名であるが、男女比率合わせることで滞りなく業務を進められるものではない。一方で、門首・前門・新門にそれぞれ夫人がおられることから着物の準備・片付けに女性職員は必要であり、現在の体制が望ましいと思慮する。

## 【教育部】

- ①第1次計画に引き続き、女性有教師への真宗本廟報恩講法話（逮夜前）の依頼を継続した。2024年度・2025年度とも法話7回中2回を女性教師が行った。
- ②教師養成のための学習補助動画教材の制作に取り組んだ。オンライン（オンデマンド）配信により性別や環境を問わず誰もが教師資格取得に向けて学びやすい環境の創出を目指す。2024年度・2025年度で撮影・編集の大部分が完了。引き続き動画制作・配信準備を行い2027年度以降に配信開始予定。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【研修部】

教導・嘱託補導の選出について女性比13%を目標に掲げ、出向される女性教導・嘱託補導に聞き取りを行い、女性が出向しやすい環境となるよう改善を行ってきた。招聘に際しては、同期間に複数の女性補導が配置されるよう調整するとともに、育児・介護等を担っている場合には、出向日数を調整する（1泊の団体担当とする）などの配慮を行っている。また、同朋会館における生活面については、寝室は相部屋であるものの、担当奉仕団ごとに日程が異なることから、個別に寝室の鍵を渡すほか、開扉時に室内が見えないよう衝立を設置するなどの対応を行っている。2026年改選時の女性比は、教導10.8%、嘱託補導15.3%となり改選毎に微増している。加えて、真宗本廟子ども奉仕団、中学生・高校生奉仕団のスタッフについても、三分の一から半数の女性スタッフを選出している。女性の出向回数は増えており、取り組みの成果が見られる。なお、2023年4月からは研修部常勤補導に女性（1名）が着任している。

## 【組織部】

「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」について  
本条例は、組門徒会における女性参画を推し進めるための特別措置条例として2015年度に施行されて以降、4期12年が経過した。その間、着実に組門徒会員に占める女性比率は向上し、2024年度改選時には、当初目標「3人に1人」を全国平均として達成するに至った。  
今後、全ての組において本特別措置条例の願いが定着し、延いては必然的に教区門徒会・参議会への女性参画が促されることが望まれる。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【出版部】

第1次実施計画である発行書籍への執筆者・登場者に占める割合が30%以上となるよう目標達成に向けた取り組みを継続し、年間書、同朋新聞、同朋において達成できた。

## 【財務部】

性別年齢問わず勤務しやすい建物環境の整備について、第1次計画から継続して検討してきた。今年度（2025年度）から宗務所の大規模修繕工事計画に着手。便器の洋式化、手すりの設置、段差、音漏れの解消など誰もが利用しやすいトイレに改修する。

## 【企画調整局】

教区駐在教導は2022年度に女性2名が任用されており、今後も駐在教導を新任する際は引き続き男女共同・平等参画の視点を持ち合わせながらの登用を心がけたい。

次に、寺院活性化支援員の女性割合は2024年度以降微増ではあるが確実に増加した（女性比率約10.5%）。

なお、参事については目標値を設定したものの、個別の業務に対して専門性をもって発令されるため、一概に男女比で論じることが適切ではないことから、本計画からは除外する方向で計画を修正したい。

また、しんらん交流館公開講座（2024年度のみ実施）の講師選定は女性比率75%を達成した。2025年度以降は実施しないが、館内の事業に関して引き続き男女共同・平等参画の視点をもって実施していく。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【解放運動推進本部】

女性室では、男女共同参画推進会議との役割分担の明確化及び有機的連携の強化を図るため、双方の懇談（合同会議）を継続的に実施してきた。また、「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」や「女性僧侶の集い」への参加については、男女共同参画推進会議に参加を呼びかけ、相互の連携を図ってきた。

これらの取り組みの積み重ねにより、両機関の協働体制が深化し、「第3次 男女共同・平等参画実施計画」を連名で策定するに至った。

2024年度・2025年度にかけて全6回転で実施した「是旃陀羅問題学習テキスト講習会」の受講者について、教区での選定の際に男女同数を心掛けるよう教務所に呼びかけた。結果、教区駐在教導を除いた受講者96名のうち、女性は11名だった（割合11.5%）

## 【青少年センター】

### ○取り組み

- ① 青少年スタッフの女性比率20%以上の維持。
- ② 事業や会議において育児中の女性が安心して関わることのできる環境整備。
- ③ 青少年センター職員で構成の「青少年センター会議」において、定期的に男女共同参画の意見交換の場を設ける。

### ○成果

- ① 2024年度：女性24名（33%）・男性49名（67%）  
2025年度：女性23名（32%）・男性48名（68%）
- ② スタッフで託児が必要な場合、青少年センターがベビーシッターサービスを外注した。
- ③ 青少年センター会議（2026/4/7開催）において、「第3次 男女共同・平等参画実施計画」の策定に向けて、意見交換を行った。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【親鸞仏教センター】

親鸞仏教センターで開催する研究会や交流事業への講師招聘、ならびに刊行物執筆者における女性の起用を継続的に推進した。中でも『añjali』は、執筆者選定時に男女比が均等になるよう考慮している。 ※女性執筆者/全執筆者 第43号：4/8名、第44号：2/7名、第45号：4/8名

人事面では、親鸞仏教センター開所以来、初の女性常勤研究員が1名着任した（2025年4月）。また、嘱託研究員にも女性が1名着任している（2026年4月）。両氏は科研費の採択実績を有していることから、当センターの研究活動に寄与するものと期待される。

## 【教学研究所】

教学研究所においては、親鸞聖人讃仰講演会の講師として毎年1名以上の女性を選定した。さらに、東本願寺日曜講演および『教化研究』においても女性の講師または執筆者を選定することにより、男女共同参画の推進を図っている。

ただし、とりわけ『教化研究』においては各号ごとにテーマを設定しており、そのテーマに沿った内容を執筆可能な女性が毎号必ずしも確保できる状況にはない。このことは、教学分野における女性人材の層の薄さを示す一端であるといえる。

また、2025年度より開催している教化伝道研修第5期においては、各教区への研修生募集に際し、女性の積極的な推薦を呼びかけた。その結果、研修生30名のうち、女性は3名となった。なお、これまでの実績としては、第3期は女性1名、第2期は女性3名であった。第6期以降についても、募集段階から更なる女性参画を促進していく予定である。

# 第2次 男女共同参画実施計画

—各部の取り組み及び成果—

## 【首都圏教化推進本部】

### «施策①» 真宗会館施設の拡充

- ・倉庫を用途変更し、女性法中の控室や授乳室として活用している。
- ・多目的トイレの一部におむつ交換台やおむつ専用ごみ箱、その他の消耗品（お尻拭き等）を設置し、親子で来館しやすい環境を整備。

### «施策②» 「子育て」に着目した講座やワークショップの実施

子ども花まつり（年に1回、来場者約400名）の開催。

練馬子ども食堂やプログラミング教室、英会話教室など、子育て世代を対象とした地域事業への会場提供。

### «施策③» 女性職員の増員

（人事異動に伴い）2024年度、25年度にかけて女性職員が2名増員となり、教化に関わる業務を担当している。

## 【宗会事務局】

宗会事務局における第2次男女共同参画実施計画は、第1次同様、宗会事務局員の兼務発令に際し、女性職員（書記（補））の割合増に加え、主事（補）も対象として推進を図り、主事（補）は、4人中1名、書記（補）は、10～11人中2～3名であった。また、第2次においては、宗会事務局書記に女性職員を配置したが、兼務職員は女性職員のみならず男性職員も各部門の業務体制により人事が行われるため、十分な成果とは言い難い状況となった。

# 第2次 男女共同参画実施計画

## —各部の取り組み及び成果—

### 【会計監査院】

検査員の任用について、性別に関係なく任用されるよう総務部に検査員の業務内容を伝えているが、現在のところ任用には至っていない。

### 【審問院】

審事、監事ともに審問院組織条例による任命条件を満たす女性の審事・監事への参画を志向する。また、それぞれの選定は宗務総長が行うことから、総務部と連携のもと、真宗大谷派宗憲に定める審問院の権限を念頭に、男女共同参画に向けた審事・監事の可能かつ適正な構成比率についての検討と任命条件に該当する人材の調査を行う。

審事の選定にあたっては申告事案の提訴・不提訴決定に至る審理の調査過程等を熟知し、その知見も重要であることを勘案すれば、審事・監事の構成人数の相違から生じる場合の人事を除き監事経験者から選定されることが望ましいと史料する。よって、ある程度の期間をかけた段階的な移行が必要であることから、継続して取り組む。

2023年4月1日付にて初めて女性審事が任命された。

# 一宗門の現況一

## 住職・教会主管者

※2026年は4月30日現在

1999年	男性 99.6% (7,742人)	—女性 0.4% (29人)	合計7,776人
2003年	男性 99.3% (7,711人)	—女性 0.7% (56人)	合計7,767人
2014年	男性 98.3% (7,490人)	—女性 1.7% (128人)	合計7,618人
2026年	男性 96.8% (6,997人)	—女性 3.2% (232人)	合計7,229人

## 代務者

※ 2026年は4月30日現在

1999年	男性 87.6% (577人)	—女性 12.4% (82人)	合計659人
2003年	男性 88.9% (574人)	—女性 11.1% (72人)	合計646人
2014年	男性 86.7% (595人)	—女性 13.3% (91人)	合計686人
2026年	男性 87.5% (701人)	—女性 12.5% (100人)	合計801人

☞1991年の条例改正により、住職・教会主管者就任の条件から性別に関する制限が撤廃されたが、「真宗 女性僧侶の集い」においても、僧侶門徒に限らず「住職はやはり男性がなった方が良いのではと言われる」といった声が聞かれるなど、依然として「住職は男性、坊守は女性」という固定観念の根強さがあらわれている。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう (35号)』参照

# 一宗門の現況一

## 得度受式者

1999年度	男性 56.3% (384人)	女性 43.7% (298人)	合計682人
2009年度	男性 55.5% (288人)	女性 44.5% (231人)	合計519人
2014年度	男性 51.9% (283人)	女性 48.1% (262人)	合計545人
2025年度	男性 53.5% (181人)	女性 46.5% (165人)	合計346人

## 僧侶

※2026年は4月30日現在

1999年	男性 70.8% (22,907人)	女性 29.2% (9,450人)	合計32,357人
2003年	男性 69.0% (22,515人)	女性 31.0% (10,110人)	合計32,625人
2014年	男性 66.2% (21,796人)	女性 33.8% (11,115人)	合計32,911人
2026年	男性 64.1% (19,863人)	女性 35.9% (11,102人)	合計30,965人

## 教師

※2026年は4月30日現在

1999年	男性 88.1% (15,037人)	女性 11.9% (2,027人)	合計17,064人
2003年	男性 87.1% (15,004人)	女性 12.9% (2,231人)	合計17,235人
2014年	男性 85.0% (14,802人)	女性 15.0% (2,604人)	合計17,406人
2026年	男性 82.6% (13,618人)	女性 17.4% (2,872人)	合計16,490人

# 一宗門の現況一

## 学階保持者

※2026年4月30日現在

講師	男性 100% (6人)		合計6人
嗣講	男性 100% (7人)		合計7人
擬講	男性 97.9% (92人)	-女性 2.1% (2人)	合計94人
学師	男性 90.6% (5,361人)	-女性 9.4% (554人)	合計5,915人

近年得度受式者の女性割合は増加傾向にあり、相対的に僧侶全体に占める女性の割合も増加しているが、男性の教師資格取得率が直近で69%あるのに対し、女性僧侶の教師資格取得率は25%にとどまっている。

女性の教師資格取得にかかるハードルとして、例えば「ケア労働」を女性が多く担っているためにお寺や家を空けて学びに出るのが難しい環境や、女性に教師資格取得を促す意識の低さがあげられる。教師資格の有無が選挙資格など、宗政参画の条件となる場合も多いため、意識と環境の両面におけるハードルをなくしていくための仕組み作りが必要。

また、関連して学階保持者における男女の比率も極端に偏りがあるのが現状。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう (35号)』参照

# 一宗門の現況一

## 教区教化委員

任期3年。 ※次回改選は2026年7月頃（教区毎の教化委員会規則により異なる）

1999年	男性 86.0% (911人)	—女性 14.0% (148人)	合計1,059人
2003年	男性 84.8% (858人)	—女性 15.2% (154人)	合計1,012人
2014年	男性 81.7% (880人)	—女性 18.3% (197人)	合計1,077人
2023年	男性 80.5% (585人)	—女性 19.5% (142人)	合計727人

☞ 教務所に招集される機会も多く、境遇によっては女性が外出する際に様々な調整が必要な場合もあり、家庭内での協力や各教化委員会における配慮が女性の教区への参画増加を左右すると言える。オンライン活用等の工夫や、女性を増やすための目標値を設定している教区もある。また、教区改編時に女性が議論に加われなかったとの声も聞かれたため、女性の声を反映させる工夫が必要。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう（35号）』参照

## 同朋会館教導

任期3年。現職の任期は2029年1月9日まで

2000年任命	男性 96.8% (149人)	—女性 3.2% (5人)	合計154人
2003年任命	男性 94.9% (150人)	—女性 5.1% (8人)	合計158人
2014年任命	男性 93.7% (148人)	—女性 6.3% (10人)	合計158人
2026年任命	男性 89.2% (116人)	—女性 10.8% (14人)	合計130人

# 一宗門の現況一

## 同朋会館嘱託補導

任期3年。現職の任期は2028年12月31日まで

2000年任命	男性 93.2% (110人)	—女性 6.8% (8人)	合計118人
2003年任命	男性 91.0% (131人)	—女性 9.0% (13人)	合計144人
2014年任命	男性 82.9% (136人)	—女性 17.1% (28人)	合計164人
2026年任命	男性 84.7% (155人)	—女性 15.3% (28人)	合計183人

## 同朋の会教導

任期3年。※2026年任命については集計中

1999年任命	男性 99.4% (319人)	—女性 0.6% (2人)	合計321人
2003年任命	男性 99.9% (297人)	—女性 0.1% (3人)	合計300人
2010年任命	男性 98.0% (394人)	—女性 2.0% (8人)	合計402人
2023年任命	男性 96.0% (384人)	—女性 4.0% (16人)	合計400人

## 真宗本廟教化教導

任期2年。現職の任期は2028年12月まで

1999年任命	男性 94.8% (91人)	—女性 5.2% (5人)	合計96人
2003年任命	男性 96.6% (84人)	—女性 3.4% (3人)	合計87人
2013年任命	男性 94.9% (93人)	—女性 5.1% (5人)	合計98人
2026年任命	男性 79.8% (75人)	—女性 20.2% (19人)	合計94人

# 一宗門の現況一

同朋会館教導・同朋会館嘱託補導・同朋の会教導・真宗本廟教化教導

☞ 教導・補導は教師資格取得者の割合に鑑みれば妥当な数値とも言えるが、宿泊を伴うため、女性は出向にあたって家族や門徒の理解を得なければならないことが多いことから、女性が出向しやすい環境整備を進めている。

真宗本廟教化教導は女性の割合が二桁を超えた。また、2023年の慶讃法要をはじめ、毎年の報恩講や春の法要における法話者・感話者についても男女比に配慮して依頼されている。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう（35号）』参照

## 教区会議員

任期3年。現職の任期は2029年4月23日まで

1999年任命	男性 99.9% (742人)	—女性 0.1% (1人)	合計743人
2002年任命	男性 99.9% (742人)	—女性 0.1% (1人)	合計743人
2012年任命	男性 99.7% (738人)	—女性 0.3% (2人)	合計740人
2026年任命	男性 98.5% (642人)	—女性 1.5% (10人)	合計652人

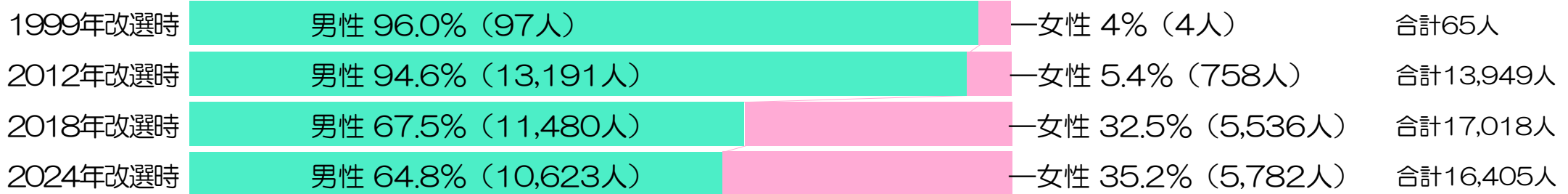
☞ 教区会議員を構成する組長と選出教区会議員の被選挙資格はいずれも住職に限られているが、そもそも女性住職が少ないため、教区会議員の女性比率も極端に少ないのが現状。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう（35号）』参照

# 一宗門の現況一

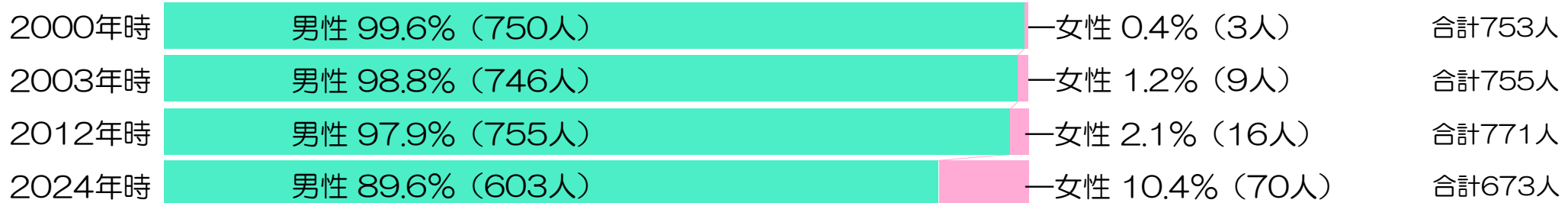
## 組門徒会員

任期3年。現職の任期は2027年3月9日まで



## 教区門徒会員

任期3年。現職の任期は2027年3月31日まで



☞ 2015年から女性参画の推進を目的とする「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」（2027年3月9日までの時限立法）が施行されたことで女性比率が大幅に増加した。  
一方、組門徒会員から選出される教区門徒会員にも女性の割合が増えてきているが、その比率は組門徒会員の女性割合には届いていない。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう（35号）』参照

# 一宗門の現況一

## 宗議会議員

任期4年。現職の任期は2029年9月16日まで

1999年時	男性 100% (65人)	—女性 0% (0人)	合計65人
2003年時	男性 100% (65人)	—女性 0% (0人)	合計65人
2013年時	男性 93.8% (61人)	—女性 6.2% (4人)	合計65人
2026年時	男性 93.8% (61人)	—女性 6.2% (4人)	合計65人

## 参議会議員

任期3年。現職の任期は2027年4月30日まで

1999年時	男性 100% (65人)	—女性 0% (0人)	合計65人
2003年時	男性 96.9% (63人)	—女性 3.1% (2人)	合計65人
2013年時	男性 95.4% (62人)	—女性 4.6% (3人)	合計65人
2026年時	男性 89.2% (58人)	—女性 10.8% (7人)	合計65人

☞ 宗議会議員は2004年の条例改正により、住職限定だった被選挙資格が教師資格取得者（所属寺住職の同意が必要）に広がったが、両議会ともに男女の比率には大きな偏りがあるのが現状。さらなる女性の参画推進が議会においても課題とされている。

※分析・評価の一部は女性室広報誌『あいあう（35号）』参照

# 一宗門の現況一

## 推進員（教習修了者）

※2025年度は2026年4月30日現在

2009年度	男性 60.8% (957人)	女性 39.2% (617人)	合計1,574人
2014年度	男性 58.4% (614人)	女性 41.6% (438人)	合計1,052人
2019年度	男性 58.3% (372人)	女性 41.7% (266人)	合計638人
2025年度	男性 63.7% (352人)	女性 36.3% (201人)	合計553人

## 帰敬式受式者

1999年度	男性 50.3% (3,021人)	女性 49.7% (2,981人)	合計6,002人
2002年度	男性 47.6% (3,071人)	女性 52.4% (3,378人)	合計6,449人
2012年度	男性 53.2% (2,202人)	女性 46.8% (1,934人)	合計4,136人
2024年度	男性 46.5% (2,418人)	女性 53.5% (2,786人)	合計5,204人

☞ 推進員や帰敬式受式者については男女の比率に大きな偏りは無い。このような傾向は、一般の寺院や真宗本廟における法要の参詣者についても同様と言える。

# 一宗門の現況一

## 坊守籍簿登録状況

2025年6月30日現在

教区	寺院数	坊守(選定)	坊守登録率	前坊守	准坊守(選定)	特別准坊守	坊守総数	男性坊守数
北海道	462	279 (1)	60.4%	243	18	1	542	1 (選定坊守)
東北	414	203 (5)	49.0%	143	15	0	366	3 (坊守)
東京	501	284 (4)	56.7%	214	24 (1)	3	530	1 (坊守)
新潟	748	321 (3)	42.9%	257	9 (4)	0	594	1 (坊守)
富山	454	197 (1)	43.4%	184	6	0	388	0
能登	353	162	45.9%	139	8	1	310	0
金沢	321	146 (2)	45.5%	135	3 (1)	3	290	0
小松大聖寺	127	59 (1)	46.5%	52	2	0	114	0
福井	211	102 (3)	48.3%	82	6	1	194	1 (坊守)
岐阜高山	315	169	53.7%	145	10 (2)	0	326	0
大垣	406	153 (1)	37.7%	141	5	1	301	0
岡崎	430	244 (3)	56.7%	193	22	0	462	0
名古屋	676	338 (2)	50.0%	321	28	0	689	0
三重	217	110	50.7%	66	3	0	179	0
京都	1,061	483 (1)	45.5%	384	12 (4)	2	886	0
大阪	637	325 (4)	51.0%	251	19 (2)	4	605	0
山陽四国	368	179 (3)	48.6%	160	10	3	355	1 (坊守)
九州	811	347 (6)	42.8%	313	17 (1)	3	687	0
合計	8,512	4,101 (40)	48.2%	3,423	217 (15)	22	7,818	28

# 一宗門の現況一

## 各教区における性差別問題に取り組む組織体一覧

2026年1月1日現在

教 区	組織体の有無	組織体名称	主な課題（簡潔）
北海道	専担なし（担当あり）	同朋教化部門 企画部会	専門組織がないため、任期後の継続方策
東 北	あり	教区教化委員会「社会部門」	旧3教区の願い共有のもと体制移行が困難
東 京	専担なし（担当あり）	（同朋社会推進ネットワーク等が個別実施）	単発にせず継続化する仕組み
新 潟	あり	同朋社会協議会 男女平等参画専門部会	部会の柱の言語化、PDCAの徹底
富 山	あり	あいあう会（性差別に学ぶ委員会）	周知・参加拡大が難しい、研修の持ち方を模索
能 登	専担なし（担当あり）	同朋社会推進協議会	スタッフ固定化、委員選出の見直し、過疎に伴う人材確保
金 沢	あり	男女共同参画推進小委員会	委員外への広がりが難しい／課題抽出と全体共有、提言
小松大聖寺	専担なし（組事業）	性差別問題継続学習会（第一組事業）	参加者の固定化、具体的アクションへ（HP掲載）
福 井	あり	社会共生小委員会	参加者固定化、女性比率拡大の具体策模索
岐阜高山	専担なし（担当あり）	教区教化委員会 教化部	課題のつながりからの“深まり”の創出
大 垣	専担なし（担当あり）	解放推進連絡協議会	課題の細分化が不十分、性差別単独の事業化が難しい
岡 崎	なし	—	教化体制見直し中で新規事業が困難。2029年新体制で担当検討
名古屋	なし	—	慶讃体制への移行及び教化事業多忙で着手困難
三 重	なし	—	教化事業休止で継続学習が中断、新機構での位置づけ検討
京 都	専担なし（担当あり）	教区教化本部（企画室・各部会）	学びを地区・組・寺院へどう広げるか、運営スタッフ確保
大 阪	あり	教化委員会『社会・人権部』／男女の平等参画を考える実行委員会	参加促進と継続性、委員会の周知、教区だけでは限界で本山主導の計画必要
山陽四国	あり	教区教化委員会 社会問題部門	広域化での情報伝達・連携希薄化の回避、次年度体制の検討
九 州	あり	性差別の現実に学ぶ部会	エリアへの還元、課題の引継ぎ

## 真宗大谷派宗務所（宗務役員） 女性活躍推進法及び次世代支援対策推進法に基づく行動計画

1. 計画期間：2024年7月1日～2027年6月30日

2. 目標

①性別に関わらずワークライフバランスを実現できる環境を整える。

- ・多様な働き方に関する制度を導入する
- ・時間外勤務20%削減（2023年比）を目指す

②宗務役員採用試験・主事任用試験受験者の女性比率30%を目指す。

3. 対策・実施時期

●職員の意識調査を行い、職場環境やキャリアアップに関する課題の把握と対応策の立案を行う。

※2024年度実施済み

●採用試験について、宗派HPへの職員採用ページの開設及びパンフレットの発行、関係学校の就職ガイダンス等を利用し広く周知を行う。

●時間外勤務の削減に向けた取り組みを行う。

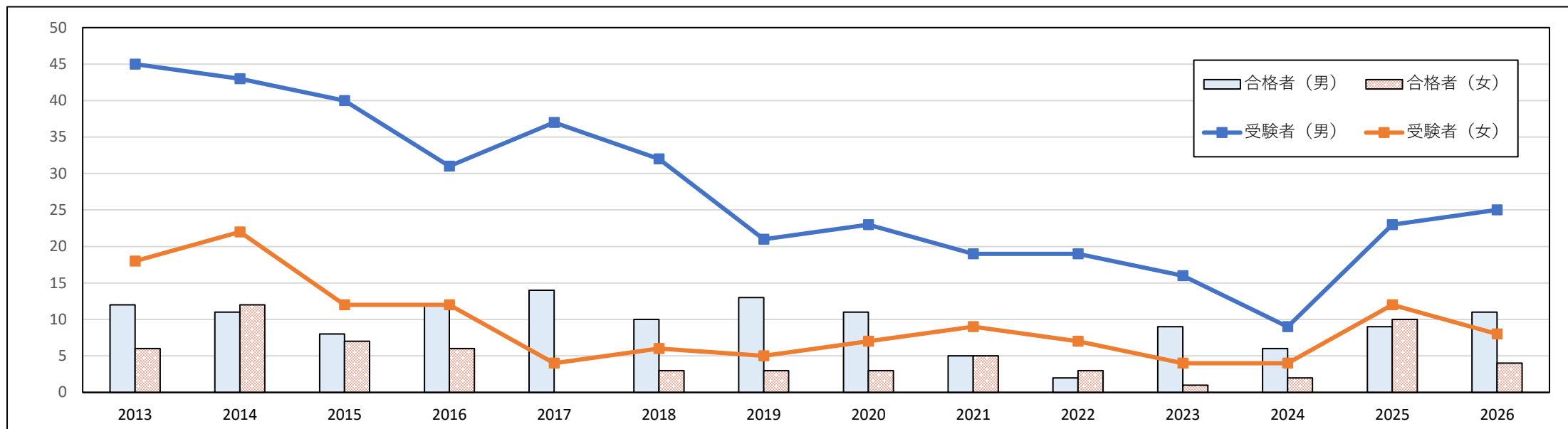
- ・管理職への時間外勤務時間の公表：2024年7月～
- ・その他取り組みの検討：随時



職員採用ページ

# 一宗門の現況一

## 宗務役員採用試験



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
受験者 (男)	45	43	40	31	37	32	21	23	19	19	16	9	23	25
受験者 (女)	18	22	12	12	4	6	5	7	9	7	4	4	12	8
合格者 (男)	12	11	8	12	14	10	13	11	5	2	9	6	9	11
合格者 (女)	6	12	7	6	0	3	3	3	5	3	1	2	10	4

☞ 受験者数は相対的に減少傾向にあったが、リクルート活動の見直しを積極的に進め、効果が表れてきている。また、宗務役員（一般職）の応募資格は原則として「真宗大谷派の僧侶または門徒」としているが、受験者の男女比率に格差があるのが現状。女性比率30%以上を目標に取り組みを継続する（2026年度は24.2%）。

(2013~2026) 合計数・比率

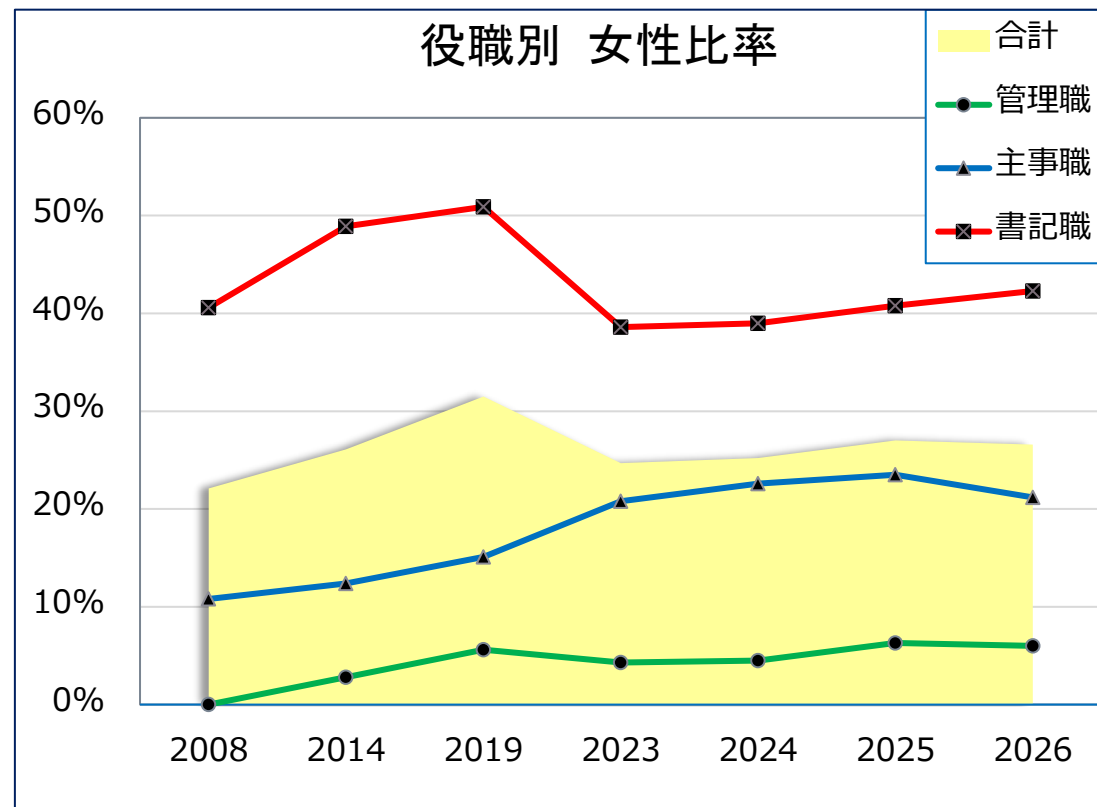
	受験者数	合格者数	合格率
男性	383人	133人	34.7%
女性	130人	65人	50.0%
女性比率	25.3%	32.8%	

# 一宗門の現況一

## 宗務役員 役職別男女比率

集計日	管理職			主事（主計）職			書記（補）・事務見習			合計		
	男性	女性	女性比率	男性	女性	女性比率	男性	女性	女性比率	男性	女性	女性比率
2008年4月	72	0	0%	83	10	10.8%	85	58	40.6%	240	68	22.1%
2014年4月	69	2	2.8%	85	12	12.4%	67	64	48.9%	221	78	26.1%
2019年4月	68	4	5.6%	79	14	15.1%	86	89	50.9%	233	107	31.5%
2023年6月	66	3	4.3%	76	20	20.8%	78	49	38.6%	220	72	24.7%
2024年6月	64	3	4.5%	72	21	22.6%	72	46	39.0%	208	70	25.2%
2025年6月	60	4	6.3%	75	23	23.5%	71	49	40.8%	206	76	27.0%
2026年6月	63	4	6.0%	78	21	21.2%	71	52	42.3%	212	77	26.6%

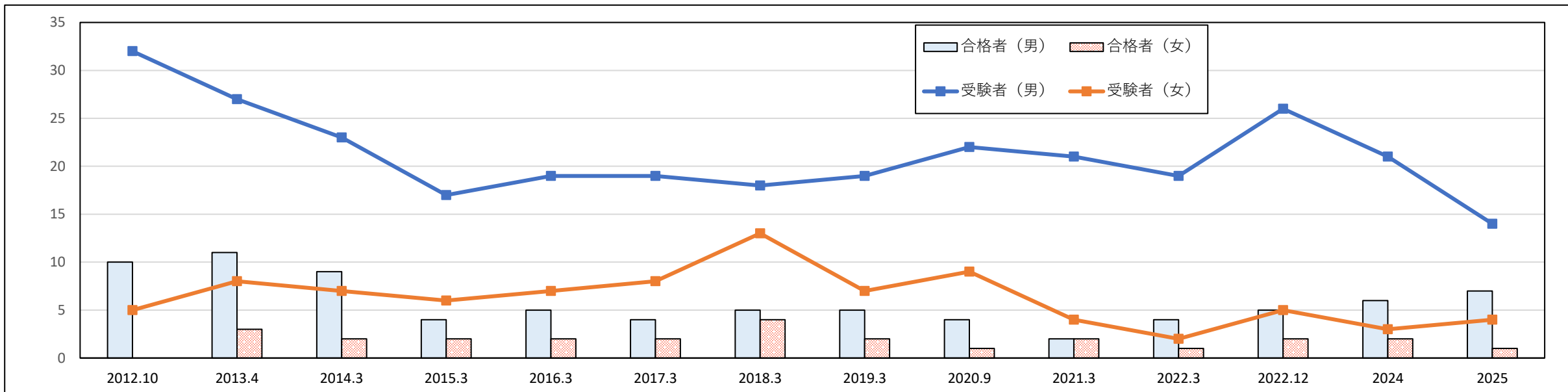
※出仕・嘱託・専門職・非常勤職員等は除く



☞ 2014年1月に男女共同参画推進会議が設置され、以降職員における男女共同参画の実現を特に課題化して取り組みを進めてきた。その結果、従来女性比率の低かった主事以上の役職が増加し、一定の成果が認められるが、管理職の比率は依然低いのが現状。職員対象に実施したアンケート結果においても、上位役職への昇進に対するネガティブな反応は女性が強く、キャリア支援の充実やキャリアパスの多様化（選択肢の拡充）など、更なる取り組みが必要。

# 一宗門の現況一

## 主事任用試験



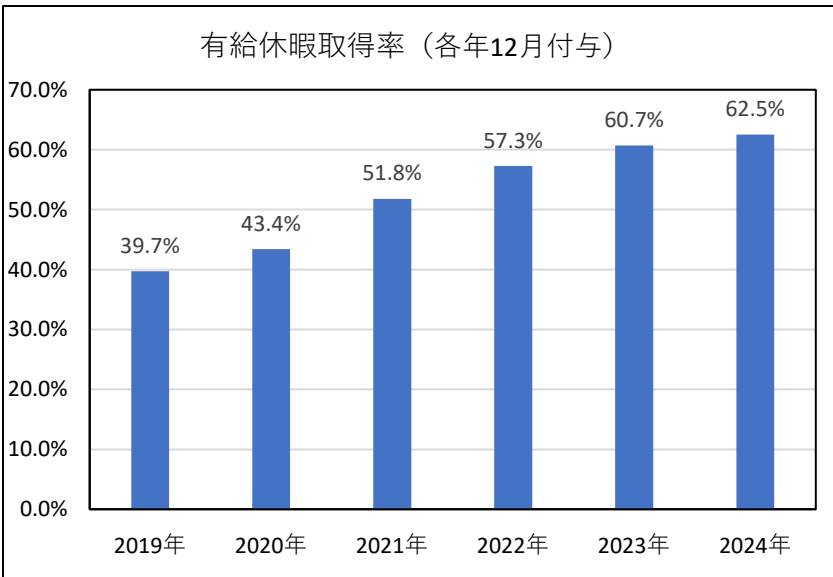
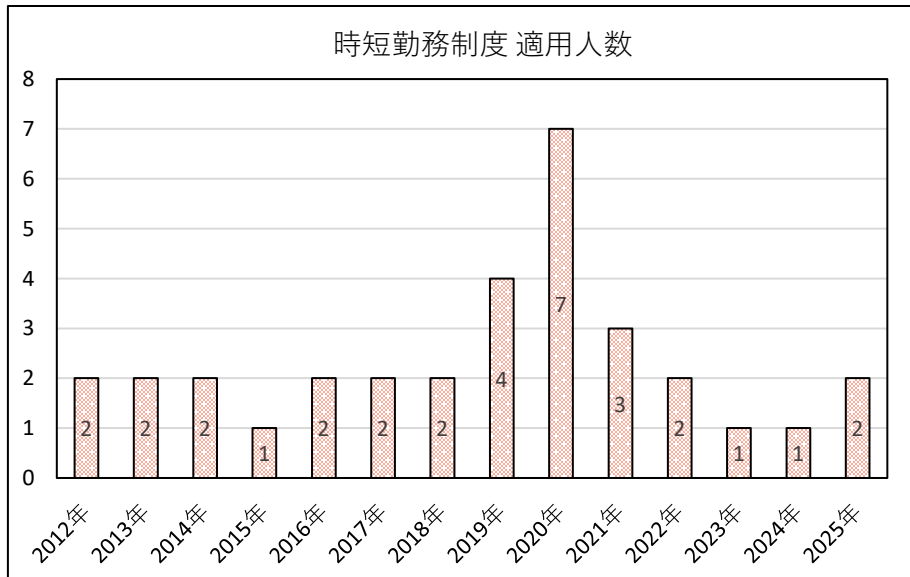
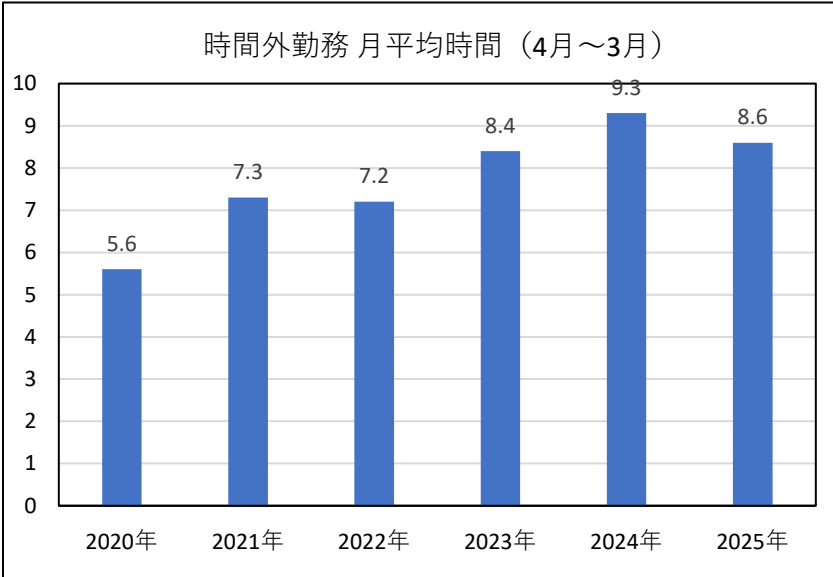
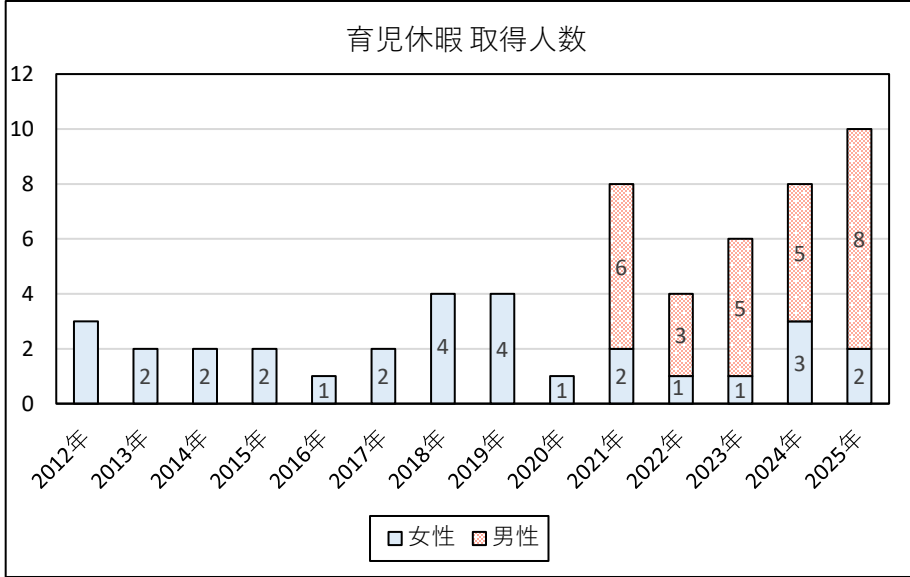
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
受験者 (男)	32	27	23	17	19	19	18	19	22	21	19	26	21	14
受験者 (女)	5	8	7	6	7	8	13	7	9	4	2	5	3	4
合格者 (男)	10	11	9	4	5	4	5	5	4	2	4	5	6	7
合格者 (女)	0	3	2	2	2	2	4	2	1	2	1	2	2	1

前述のアンケート結果も示すように、特に女性の受験者数で緩やかな下降傾向が見られる。主事試験合格は管理職任用の前提条件となっているが、積極的なキャリアモデルの提示や支援に加え、画一的な昇進ルートの見直しや職員育成プログラムの再構築など、制度的改革も視野に検討中。

(2012年～2025年) 合計数・比率

	受験者数	合格者数	合格率
男性	297人	81人	27.3%
女性	88人	26人	29.5%
女性比率	22.9%	24.3%	

# 職員の採用・働き方に関する現状確認



## ■働き方に関して導入されている主な制度

- 年次有給休暇…勤務年数により年最大20日
- 育児・介護休業／休暇
- 時短勤務
- 時間外勤務手当
- 夏期休暇、特別休暇（産休含む）  
忌引休暇
- （一部）変形労働時間制、裁量労働制  
«2025年度追加»
- 在宅勤務
- フレックスタイム制
- 勤務時間の繰り上げ・繰り下げ

## ■主な福利厚生

- 借上げ役宅制度、家賃補助
- 慶弔見舞金
- 職員食堂
- 生命保険の団体加入割引
- 共済貸付金制度

## ■その他

- 専用相談窓口（内部・外部それぞれ）  
の設置
  - ・ハラスメント関連
  - ・内部通報関連

# 一宗門の現況一

女性室事業推移

※2017～2024年度



【あいあうnet（女性室公式WEBサイト）】

年度	女性室公開講座			女性僧侶のつどい		女性会議		女性室ギャラリー展
	開催教区	参加者数	備考	参加者数	備考	参加者数	備考	テーマ
2017	交流館	100		15		32	一人に立つ ～中世を生きた女たち～	「あいさん・あうさんのアイアウすごろく展～近現代の女性たちの歴史～」
2018	大聖寺	100		17		24	一人に立つ ～聖教に見る性差別を考える～	いろいろな性を生きる展
2019					コロナにより中止		コロナにより中止	いろいろな性を生きる展2
2020				15	オンライン開催	44	一人に立つ ～教団と女性～ ※オンライン申込者数 ※他サテライト会場参加者有	『女性史に学ぶ学習資料集』刊行記念 真宗大谷派の女性近現代史展
2021	三条	31	他オンライン参加者有	45	オンライン開催 ※人数は2日間の延べ人数	26	一人に立つ～「家」と女性～ ※両日参加者数 ※他初日の講義のみの聴講者多数（約100名）	「時代と女性」展
2022	北海道	30	他オンライン参加者35名	18	オンライン開催 ※人数は2日間の延べ人数		（慶讃法要のため実施なし）	（慶讃法要のため実施なし）
2023				39	オンラインと対面それぞれ開催 ※人数はオンライン・対面延べ人数	4	一人に立つ～戸惑いと葛藤のはざままで～ ※両日参加者数 ※初日講義のみ聴講者あり。 オンライン含め約30名	いろいろな性を生きる展3 ～トランスジェンダーのリアル～
2024				25	オンラインと対面それぞれ開催 ※人数はオンライン・対面延べ人数	4	一人に立つ～女性と仏教～ ※両日参加者数 ※初日講義のみ聴講者あり。 オンライン含め約30名	ジェンダーと法名 30

# 一宗門の現況一

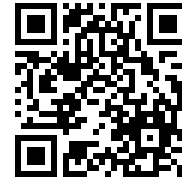
## 女性室公開講座実施教区一覧

教区	実施年度	教区	実施年度
北海道	2022年度	(旧)岐阜	2016年度
(旧)奥羽	2002年度	岡崎	2014年度
(旧)山形	2007年度	名古屋	2003年度
(旧)仙台	2000年度	三重	2013年度
東京	未実施	(旧)長浜	2009年度
(旧)三条	2005年度	(旧)京都	2012年度
(旧)高田	2006年度	大阪	2011年度
能登	2001年度	(旧)山陽	2005年度
金沢	未実施	(旧)四国	2002年度
(旧)小松	2012年度	(旧)日豊	2007年度
(旧)大聖寺	2003年度	(旧)久留米	2000年度
福井	2008年度	(旧)長崎	2015年度
(旧)高山	2004年度	(旧)熊本	2014年度
大垣	2011年度	(旧)鹿児島	2008年度

年度	開催教区		年度	開催教区	
2000	(旧) 仙台	(旧) 久留米	2012	能登	(旧) 京都
2001	(旧) 富山		2013	三重	
2002	(旧) 奥羽	(旧) 四国	2014	岡崎	(旧) 熊本
2003	金沢	名古屋	2015	(旧) 長崎	
2004	(旧) 高山		2016	(旧) 岐阜	
2005	(旧) 三条	(旧) 山陽	2017		
2006	(旧) 高田	福井	2018	(旧) 大聖寺	
2007	(旧) 山形	(旧) 日豊	2019		
2008	(旧) 小松	(旧) 鹿児島	2020		
2009	長浜		2021	(旧) 三条	
2010			2022	北海道	
2011	大垣	大阪	2023		

# 一宗門の現況一

## 女性室広報誌



【広報誌あいあう バックナンバー】

タイトル	発行	主な内容
あいあう 1号	1997年8月	寺院教会条例施行に関する臨時措置条例をめぐって 発刊のねがい
あいあう 2号	1998年3月	私にとって坊守とは -そこからとわれるもの- 両性で形づくる教団に向かって -坊守制度を問う視点と願い- 坊守制度の論議のゆくえ
あいあう 3号	1998年11月	第1回女性会議レポート 提言 初めて教団の課題となった女性問題 発題 女性教化の歴史・寺に生きる一人として
あいあう 4号	1999年5月	座談会 坊守制度 -課題と展望- 第2回女性会議 -「家」制度と女性-
あいあう 5号	1999年9月	男女両性による同朋教団の創造 -坊守制度中間総括-
あいあう 6号	2000年1月	男女共同参画社会基本法に学ぶ 男女共同参画にむけて今後の課題
あいあう 7号	2000年6月	アジア女性会議レポート 「坊守の規定に関する委員会」レポート
あいあう 8号	2000年11月	坊守問題のゆくえ 「坊守の規定に関する委員会」答申
あいあう 9号	2001年4月	わかりあうために -仙台教区女性小委員会の 取り組み-
あいあう 10号	2001年7月	第5回女性会議

タイトル	発行	主な内容
あいあう 11号	2002年3月	【寄稿】解放のころ（岡部伊都子） 【座談会】男女両性で形づくる教団にむけて -本廟奉仕・教師修練の現場から（上）-
あいあう 12号	2002年7月	【インタビュー】 沖縄の女性たち - 女性の人権と平和運動 -
あいあう 13号	2002年12月	【座談会】 男女両性で形づくる教団をめざして - 教区の 現場から -
あいあう 14号	2003年6月	【課題】セクシャルハラスメントについて
あいあう 15号	2003年11月	【課題】男女両性で形づくる教団をめざして -基本理念の作成のために-
あいあう 16号	2004年12月	【焦点】宗議会議員の被選挙資格拡大について 考える
あいあう 17号	2005年6月	【特集】「男女両性で形づくる教団」から問わ れること -男女平等参画の願い-
あいあう 18号	2005年11月	【寄稿】女性の目で聖教を読む（キム・ヨン）
あいあう 19号	2006年12月	【寄稿】「女人禁制」からみえる現代の課題 （源淳子）
あいあう 20号	2008年1月	真宗大谷派におけるセクシャルハラスメント防 止のためのガイドライン
あいあう 21号	2009年3月	【特集】制度の中の男と女 ～「配偶者」って なに？～

# 一宗門の現況一

## 女性室広報誌

タイトル	発行	主な内容
あいあう 22号	2009年12月	【特集】五障三従を問う ～なにが受け継がれてきたのか、なにを受け継いでいくのか～
あいあう 23号	2011年12月	女性室公開講座 ～なにが受け継がれてきたのか、なにを受け継いでいくのか～
あいあう 24号	2013年3月	【特集】戸籍制度と人権問題（二宮周平）
あいあう 25号	2014年4月	【特集】男女両性で形づくる教団をめざしてー男女平等参画の願いー
あいあう 26号	2015年4月	【レポート】DVシェルター訪問レポート
あいあう 27号	2016年4月	【特集】ジェンダーについて考えよう
あいあう 28号	2017年6月	あいさん・あうさんのアイアウすぐろく 住職・坊守に関する規則の変遷
あいあう 29号	2018年6月	【レポート】介護する息子たち
あいあう 30号	2019年6月	【インタビュー】いろいろな性を生きる
あいあう 31号	2020年5月	葬儀式和讃の「男女の区別」が廃止されました 『女性史に学ぶ学習資料集』が発行されました
あいあう 32号	2021年5月	【特集】女性と子どもへの暴力を考える～「家族」とは何か～
あいあう 33号	2022年6月	【特集】モラハラの加害者にも被害者にもならないために…

タイトル	発行	主な内容
あいあう 34号	2023年2月	【報告】第22回女性会議・女性室公開講座三条会場
あいあう 35号	2024年6月	【特集】男女両性で形づくる教団をめざして～わたしたちの現状～
あいあう 36号	2025年6月	【報告】女性室スタッフ学習会「男性学」の視点からジェンダー問題を考えよう
あいあう 37号	2026年5月	【特集】20年間の女性室の歩みをふりかえって
メンズあいあう1号	2006年6月	【特集】なぜ今メンズあいあうなのか
メンズあいあう2号	2007年6月	【寄稿】「観経」にみる女のすくい男のすくい
メンズあいあう3号	2008年9月	【インタビュー】男の更年期
メンズあいあう4号	2009年6月	【寄稿】母の介護と男であること
メンズあいあう5号	2010年6月	【特集】ぼくも子どもを産みました?～オトコとお産。オトコのお産?～
メンズあいあう6号	2012年7月	【寄稿】変わりゆく寺、変わらない寺
メンズあいあう7号	2013年9月	【寄稿】「日本国憲法」を知ること
メンズあいあう8号	2014年10月	【インタビュー】パワー・ハラスメントとは?
メンズあいあう9号	2015年10月	【エッセイ】男性の仕事 女性の役割/「家」と「覚悟」

# —宗門の現況—

## 女性室発行教化教材一覧

### ●いろいろな性を生きる（リーフレット）



### ●あいあうカルタ

### ●あいあうカルタことば集

## 【動画】

### ●あいあうカルタ紹介映像

「女と男のあいあうカルタ」の紹介映像。カルタを使った研修会の方法などを紹介しています。

### ●負けるな！セクハラちゃん

『負けるな！！セクハラちゃん』は、女性室広報誌『あいあう』第27号にも四コマとして掲載されています。

### ●わたしのともだち

2019年3月開催の「いろいろな性を生きる展」に展示した「わたしのともだち」パネルを紙芝居風に編集した動画です。

### ●女と男のあいあうカルタ

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要期間中にしんらん交流館2階でカルタの展示を催しました。この動画は展示に合わせて作成したものです。

### ●大阪教区教化委員会 男女の平等参画を考える実行委員会 公開講座

2023年6月30日開催の大阪教区教化委員会男女の平等参画を考える実行委員会の公開講座の動画です。テーマ「いろいろな性を生きる～お寺とLGBTQ～」に講師「伊藤貴臣さん」をお招きしての講座です。



# 一宗門の現況一

## 性差別に関する学習会講師

◆過去に女性室事業又は教区事業等において講師実績のある方の一覧です。  
紹介を希望される際は、女性室にご相談ください。

※肩書は、過去の資料を参照しているため、現在と異なる可能性があります。

	講師名 (敬称略)	肩書※	テーマ／キーワード
1	朝倉 尊寿	元福井教区駐在教導	「女らしさ男らしさ」「LGBTQ」 ワークショップ
2	あなたののぶ系 (三浦暢久)	NPO法人カラフルチェンジラボ代表	LGBTについて、「LGBTってなに?～自 分らしく生きるために～」
3	阿南 重幸	長崎人権研究所	「原爆と部落とキリシタン」長崎市内 フィールドワーク
4	荒牧 明楽	OVER THE RAINBOW 代表	LGBTQについて
5	石蔵 文信	医師	岐阜高山(女性室公開講座) 男もつらいよ
6	伊勢 研思	岡崎教区 称念寺	「お寺における男女平等とは？」
7	市野 智行	同朋大学准教授	女性寺院関係者対象アンケート調査
8	伊藤 公雄	大阪大学名誉教授	ジェンダー・男性学
9	伊藤 貴臣	コミュニケーション心理アドバイザー	いろいろな性を生きる～お寺とLGBTQ ～
10	伊藤 元	日豊教区京都組徳蓮寺前住職	九州(男なり女なり部会学習会) 身を通しての差別の課題
11	井上 摩耶子	ウィメンズカウンセリング京都代表・NPO日 本フェミニストカウンセリング学会理事	男女両性で形づくる教団 セクシャルハラスメント
12	今井 由三代	金沢教区第8組聞善寺前坊守(北陸HIV情 報センター代表)	「男(ひと)と女(ひと)とで考えよう」
13	岩佐 幾代	岐阜高山教区吉城組浄永寺坊守	大阪(女性住職のつどい)
14	岩根 心み子	京都教区明楽寺門徒・元女性室スタッフ	「宗門における男女共同参画について」・ ジェンダーカルタ

	講師名 (敬称略)	肩書※	テーマ／キーワード
15	上田 文	九州教区満福寺衆徒・女性室スタッフ	女性室の取り組み 男女平等参画
16	遠藤 まめた	一般社団法人にじーず代表	性の多様性・LGBTQ
17	大窪 祐宣	能登教区専勝寺住職・元女性室スタッフ	変成男子 男女両性で形づくる教団
18	大島 照美子	新潟県女性財団	男女平等参画社会の形成
19	大橋 知子	大阪教区遠慶寺	大阪(女性住職のつどい) 中陰のお勤めとグリーンケア
20	大橋 尚代	大垣教区専徳寺住職・元女性室スタッフ	ジェンダー問題・男女共同参画
21	岡 久美子	シニアライフ研究所りあもでんな代表	介護
22	小川 真知子	SEAN理事長、他	テレビが映し出す女像・男像
23	尾畑 潤子	三重教区専稱寺衆徒	ジェンダー問題 女性と仏教
24	梶原 敬一	姫路第一病院 医師	変成男子・女人成仏について尋ねなおす、 「性差別～らしさとは～聖教をふまえて」
25	片田 珠美	精神科医	モラルハラスメント
26	金石 潤導	北海道教区開正寺住職	北海道(女性室公開講座) 共に生きるって?異種異相の私たち
27	加納 実紀代	女性史研究者	家族はどう変わってきたか、「一億総活躍社 会」と「産めよ増やせよ」一歴史に学ぶ一
28	鎌田 耕治	四国教区高善寺坊守	富山(公開講座) 男性坊守

# 一宗門の現況一

## 性差別に関する学習会講師

◆過去に女性室事業又は教区事業等において講師実績のある方の一覧です。  
紹介を希望される際は、女性室にご相談ください。

※肩書は、過去の資料を参照しているため、現在と異なる可能性があります。

	講師名 (敬称略)	肩書※	テーマ／キーワード
29	清田 隆之	桃山商事代表	男性学
30	草野 悦子	九州教区本福寺	久留米教区男なり女なり部会の取り組みについて
31	草野 龍子	九州教区信教寺衆徒・元女性室スタッフ	「教団の中の女性」
32	小武 正教	浄土真宗本願寺派西善寺住職 同和教育振興会理事	親鸞さまが読み解いた韋提希・阿闍世・守門者の救い
33	近藤 順子	東京教区念速寺住職・女性室スタッフ	女性室の取り組み 男女平等参画
34	西寺 真也	三重教区本覺寺住職・女性室スタッフ	女性室の取り組み 男女平等参画
35	斉藤 章佳	大森榎本クリニック副院長 精神保健福祉士	性犯罪治療
36	佐々木 るり	仙台教区真行寺坊守	ハハレンジャー／保養／震災
37	塩谷 サルフィ マクスーダ	公立小松大学 国際文化交流学部国際交流学科	文化の違いによる男女 日本女性会議
38	辛 淑玉	「のりこえねっと」共同代表	鬼子の目でみる日本社会 男女
39	杉山 春	ルポライター	女性と子どもへの暴力を考える
40	諏訪 秀一	仙台教区会津組正教寺住職	ジェンダーかるた
41	園田 久子	福岡県人権研究所理事	女性史
42	平良 愛香	日本基督教団牧師	多様な性と共にある世界へ、LGBTと宗教

	講師名 (敬称略)	肩書※	テーマ／キーワード
43	平 雅行	大阪大学名誉教授	日本女性と仏教一御文の差別性を含める
44	高桑 敬和	金沢教務所長	私にとって「ジェンダー」とは
45	鷹橋 賢淳	大垣教区第8組浄徳寺住職	男女共同参画・「坊守」について
46	多賀 太	関西大学文学部教育文化専修教授・一般社団 法人チェンジングメン共同代表	「私たちの生きづらさ～性の違いから学ぶ～」
47	谷 祐真	解放運動推進本部本部委員・元女性室スタッフ	女性室の取り組み 男女平等参画
48	田原 牧	東京新聞特別報道部記者	女らしさ、男らしさ LGBTQ
49	旦保 立子	宗議会議員・ 埼玉組宗泉寺住職	「坊守ってなあに？はじめてのジェンダー」
50	土屋 慶史	岡崎教区成真寺住職・元女性室スタッフ	男女両性で形づくる教団 子どもの貧困・障がい者差別・女性の格差の問題
51	出口 真紀子	上智大学教授	性差別―「当たり前」と見過ごしていること
52	徳田 靖之	弁護士	様々な差別に通底する善意～なぜ、差別問題が真宗の課題となるのか～
53	内藤 望	東京教区長徳寺坊守	金沢（男女に関する公開講座）
54	中川 和子	三重教区常願寺住職・宗議会議員・元女性室 スタッフ	男女平等参画
55	中野 満知子	オフィス「想」ネットワーク代表	「自分も相手も大切に」 女性学／アサーティブ・トレーニング
56	中村 正	立命館大学人間科学研究所 産業社会学部特任教授	「男女両性で形づくる教団」を目指して―セクシャルハラスメントにいたる男性の心理―

# 一宗門の現況一

## 性差別に関する学習会講師

◆過去に女性室事業又は教区事業等において講師実績のある方の一覧です。  
紹介を希望される際は、女性室にご相談ください。

※肩書は、過去の資料を参照しているため、現在と異なる可能性があります。

	講師名 (敬称略)	肩書※	テーマ／キーワード
57	西口 順子	相愛大学名誉教授・日本女性史研究者	女性と仏教研究から見えるもの恵信尼文書について
58	野世 阿弥	本願寺派布教師	「性差別—私たちは何に縛られているのか—」
59	花下 優子	東北教区白龍寺坊守会連盟委員長	名古屋（坊守基礎講座）
60	林 夏生	富山大学准教授	LGBT、性の多様性に学ぶ—パートナーシップ制度とSOGI ハラスメント—
61	比叡谷 紗誓	京都教区徳乗寺副住職・女性室スタッフ	女性室の取り組み 男女平等参画
62	菱木 政晴	元同朋大学特別任用教授、真宗大谷派僧侶	「浄土を願う」～御文・御消息から問われる私～
63	平山 亮	大阪公立大学准教授	男性と男性性～ケアの視点から～ ジェンダー平等
64	深海 慶子	公益社団法人21世紀職業財団	大阪（女性住職のつどい）
65	福島 栄寿	大谷大学教授	真宗大谷派における女性教化
66	福田 琢	同朋大学教授	ブッダの母の物語 尼僧の誕生と女性僧団
67	藤井 如子	能登教区明願寺	男女平等参画できる声明を目指して
68	藤内 明子	東北教区明賢寺坊守・元女性室スタッフ	男女共同参画・原発問題から見てきた ジェンダー問題
69	藤場 芳子	金沢教区常讀寺副住職・元女性室スタッフ	男女平等参画・ジェンダーなど
70	藤原 勲	大阪教区第21組西願寺住職・元女性室スタッフ	男女両性で形づくる教団

	講師名 (敬称略)	肩書※	テーマ／キーワード
71	船橋 邦子	佐賀県立女性センター初代館長・現在はアジア女性資料センター理事	『ジェンダー問題』っていったい何？私とどう関係があるの？
72	古川 潤哉	本願寺派浄誓寺住職・日本思春期学会理事	「こどもたちのジェンダー問題 生と性と死から考える」
73	本多 祐徹	岡崎教区林光寺住職・元女性室スタッフ	「女らしさ男らしさについて」
74	松村 元樹	人権センターみえ	「インターネット差別の現状と課題」女性差別、ジェンダー
75	源 淳子	世界人権問題研究センター研究員 仏教研究者・女性問題研究者	経典・聖教に表された性差別問題・真宗とジェンダ
76	見義 悦子	富山教区正覺寺副住職・元女性室スタッフ	男女平等参画
77	宗方 恵美子	NPO法人イコルネット仙台代表理事	災害時に表出してくるような性差別の問題について
78	村瀬 ひろみ	山口大学非常勤講師	サブカルチャーが求める男女平等～男並みを超えて～
79	安富 歩	東京大学東洋文化研究所教授	男女の役割
80	山内 小夜子	元解放運動推進本部本部委員	女性差別問題—大谷派における女性の位置と役割・真宗大谷派の女性と戦争・聖教中の性差別
81	山崎 鈴子	解放同盟愛知県連書記長	「家父長制と女性差別」
82	横田 亮雄	九州教区本地寺住職	グローバル基準の人権とお念仏
83	レインボーハート富山	レインボーハート富山	多様な性に学ぶ～私の「当たり前」を問う。
84	渡邊 元浄	岡崎教区第35組正蓮寺住職	子どもの貧困問題 女性の格差の問題
85	渡邊 慈子	NPO法人青少年就労ネットワーク静岡	「子どもの貧困問題」を考える、子どもの貧困・障がい者差別・女性の格差の問題を考える

# 男女共同参画推進会議規程

〔2013年12月26日達令公示第17号  
改正 2018年6月25日達令公示1〕

(設置及び目的)

**第1条** 男女共同参画に関する内局の宗務執行方針に基づき、男女共同参画による宗門運営を計画的かつ円滑に推進するため、宗務所に男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画による宗門運営を推進するための実施計画の立案に関する事項
  - (2) 前号に規定する計画の実施に関する事項
  - (3) その他必要な事項
- (宗務機関との連携)

**第3条** 第1条の目的を達成するため、推進会議はその他の宗務機関と相互に緊密な連携を保持し、その機能を発揮できるよう運営されなければならない。

(組織)

**第4条** 推進会議は、委員長及び委員若干人でこれを組織する。

- 2 委員長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
- 3 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 組織部長
  - (3) 解放運動推進本部事務部長

(4) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者

(5) 学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱した者

5 前項第5号の委員の任期は、1年とする。

(招集)

**第5条** 推進会議は、委員長が招集する。

(推進部会)

**第6条** 委員長は、第2条に定める実施計画を遂行するため、実施計画の分野ごとに推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、推進スタッフ若干人で組織する。
- 3 推進部会ごとに、主任1人を置き、宗務総長が命じた推進スタッフがこれに当たる。
- 4 推進部会は、委員長が招集する。

(推進スタッフ)

**第7条** 推進スタッフは、次の各号に掲げる者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

(1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

(2) 学識経験のある者

- 2 前項第2号のスタッフの任期は、1年とする。
- 3 推進スタッフは、実施計画を実動させるために必要な業務を行うものとする。

(内局員等の会議への出席)

**第8条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

- 2 委員長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

# 男女共同参画推進会議規程

(参考人の会議への出席)

**第9条** 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(報告)

**第10条** 委員長は、業務の進捗状況及び審議の内容について、宗務総長及び解放運動推進本部長に随時報告するものとする。

(事務)

**第11条** 推進会議の事務は、総務部が行う。

**附則**

この達令は、2014年1月6日から施行する。

**附則** (2018年6月25日達令公示第1) 抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。

# 女性室規程

〔1996年7月1日達令公示第8号  
改正 2005年6月28日達令公示3〕

(設置及び目的)

**第1条** 女性による宗門活動の活性化並びに宗務の執行の方針及び施策に関する企画、検討及び立案への積極的参画を実現し、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、解放運動推進本部に女性室を置く。

(所掌事務)

**第2条** 女性室は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 女性室会議に関する事項
- (2) 女性による宗門活動の活性化に必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集に関する事項
- (3) 女性の宗門活動の推進に資する人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 女性の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項
- (5) 女性の諸団体に関する事項
- (6) その他必要な事項

(女性室会議)

**第3条** 女性室の業務を推進するため女性室会議を開く。

- 2 女性室会議は、女性室スタッフ若干人で組織する。
- 3 女性室スタッフは、解放運動推進本部の非常勤の嘱託の中から、宗務総長が命ずる。
- 4 女性室スタッフは、主任とともに第2条に規定する事項の推進にあたる。
- 5 女性室会議は、解放運動推進本部事務部長の同意を得て女性室の主任が招集し、会議の座長となる。

(職員)

**第4条** 女性室に次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

(1) 主任 1人

(2) 掛 若干人

2 主任は、女性室の事務を整理し、業務の進捗状況について解放運動推進本部事務部長に報告する。

3 掛は、女性室の事務を処理し、又は事務に従事する。

**附則**

この達令は、1996年7月1日から施行する。

**附則** (2005年6月28日達令公示第3号)

1 この達令は、2005年7月1日から施行する。

2 従前の規定による女性室の所掌事務は、この達令による女性室が承継する。



男女平等参画の願い  
(あいあう17号)

# その他参考情報

---

## 女子差別撤廃条約

(1979年の第34回国連総会にて採択、1981年発効)

## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

## 第6次男女共同参画基本計画

(令和8年3月13日閣議決定)

## 男女共同参画白書

(内閣府男女共同参画局が「男女共同参画社会基本法」に基づき作成している年次報告書)

## 広報誌「共同参画」

(内閣府男女共同参画局が発行する広報誌)

## 相談窓口一覧

(内閣府男女共同参画局HPに掲載の各種相談窓口)